

令和2年 第8回臨時会

美 瑛 町 議 会 会 議 録

11月30日 開会

美 瑛 町 議 会

議 事 日 程

令和 2 年 第 8 回 美 瑛 町 議 会 臨 時 会

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 午 前 9 時 3 0 分 開 会

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 議会運営について（議会運営委員会審査報告）
- 第 3 会期の決定について
- 第 4 議案第 1 号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 2 号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 3 号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 第 7 発議第 1 号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 4 号 令和 2 年度美瑛町一般会計補正予算（第 8 号）について
- 第 9 議案第 5 号 令和 2 年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 0 議案第 6 号 令和 2 年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 1 議案第 7 号 令和 2 年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第 3 号）について

追加議事日程

令和2年第8回美瑛町議会臨時会

令和2年11月30日

第3の2 緊急質問〔八木幹男議員〕

○出席議員（11名）

1番	保田	仁	議員	
2番	坂田	美香	議員	
4番	濱田	洋一	議員	
6番	中村	俱和	議員	
7番	穂積	力	議員	
8番	桑谷	覺	議員	
10番	野村	祐司	議員	
11番	青田	知史	議員	
12番	山本	賢一	議員	
13番	八木	幹男	議員	
議長	14番	佐藤	晴観	議員

○欠席議員（3名）

3番	増山	和則	議員
5番	大坪	正明	議員
9番	高田	紀子	議員

○出席説明員

町	長	角	和	浩	幸	君
副	町	長	池	田	由	行
会	計	管	理	者	鈴	木
総	務	課	長	小	杉	昌
まちづくり推進課長		今	瀧		毅	君
移住定住推進室長		高	島	和	浩	君
税	務	課	長	川	合	実
住	民	生	活	課	長	高
保	健	福	祉	課	長	今
地域包括支援センター所長		高	崎	史	江	里
子ども・子育て支援室長		檜	山	尚	代	君
商工観光交流課長		栗	原	行	可	君
文化スポーツ課長		平	間	克	哉	君
農	林	課	長	吉	川	智
建	設	水	道	課	長	山
水	道	整	備	室	長	長
町立病院事務局長		観	音	太	郎	君
総務課長補佐		鈴	木		誠	君
総務課財政係長		松	岡		歩	君
教	育	課	長	千	葉	茂
管	理	課	長	梶	原	祐
図	書	館	長	山	上	修
農業委員会会長		只	野		透	君
農業委員会事務局長		富	田	敏	博	君
代表監査委員		大	西	宣	充	君

○書記

事務局長 新村 猛 君
次 長 才 川 育 世 君

開会挨拶

○議長（佐藤晴観議員） おはようございます。臨時会、ご参加いただきましてありがとうございます。今朝の新聞、それから防災無線でもお伝えのとおり、議会議員の中からコロナ感染者が出たという報道が出されております。恐らく病院での入院療養中での感染ではないかという風になっており、濃厚接触者の数もですね把握できているという話でございますので、町民の皆さんは、安心して良いという訳ではございませんが、ご安心いただければというように思っているところでございます。なお、5番大坪議員、そして9番高田議員においてはですね、国の指針では濃厚接触者に当たらないという判断ではあります、少し3月から取り組んでおります議会ですね、最大限の防衛策を講じていくというところで、今日は欠席をしていただいているという状況でございますので、その点もご理解をいただきたいという風に考えているところでございますので、今日の臨時会よろしくお願いたします。

開会及び開議宣告

○議長（佐藤晴観議員） ただいまから、令和2年第8回美瑛町議会臨時会を開会します。本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は11人であります。

美瑛町町民憲章の朗唱

○議長（佐藤晴観議員） これから、美瑛町町民憲章の朗唱を行います。傍聴の皆さまもご起立願います。

（全員起立して町民憲章の朗唱を行う）

（朗唱文の記載を省略する）

招集挨拶

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、本臨時会招集の挨拶があります。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 皆さん、おはようございます。令和2年第8回美瑛町議会臨時会、議員の皆さまのご参加で開催をいただきましたことに、まずもって御礼を申し上げます。また、日頃より町行政にご指導を賜っておりますことも、心から感謝を申し上げる次第でございます。ただいま、佐藤議長様からもお話ございました。議員の皆さまの中から、新型コロナウイルス感染の患者さんが出たということでございまして、まず、感染された患者の方にお見舞いを申し上げますとともに、軽症とは伺っておりますけれども、一日も早いご回復をご祈念申し上げます次第でございます。

また、この件も議長さんがおっしゃってましたけれども、旭川市内のクラスターが発生した病院への入院歴があるとのことございまして、感染経路につきましては、ある程度明白であるという風に判断をしているところでございます。そういう意味で過剰に心配、不安がることがないように、お願いを申し上げます。ただ、もちろん美瑛町といたしまして、万全なる感染防止対策を今後も講じてまいりますし、町民の皆さまのご協力を賜る次第でございます。何卒よろしく願いいたします。

もう1点でございますが、この機会に発言をさせていただきます。令和2年第6回定例会におきまして、私が答弁した内容でございます。中村俱和議員の一般質問、行政機関のあり方についての質疑の中で、私が答弁を申し上げました、議事録出来ておりまして41頁に相当する部分でございますけれども、このように発言しております。「先ほど申しました講師の方、当日参加の町職員、そしてボランティア、参加者の方々のお話を調査させていただきまして」と申し上げましたが、その部分につきまして、講師の方という部分を除き、そして、次のように改めさせていただきます。「先ほど申しました、当日参加の職員、そして、会計年度任用職員、参加者の方々のお話」と改めさせていただきます。修正をさせていただくことに、お詫びを申し上げます。

それでは、本臨時会にご提案を申し上げます議案につきまして、その要旨についてご説明を申し上げます。

議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について及び議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正については、人事院勧告に準拠し、給与の改定等に係るそれぞれの条例の関連規定を整備するものです。

議案第4号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第8号）について及び議案第5号、令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第2号）については、人事院勧告給与改定及び人事異動に伴う人件費に係る補正であります。

議案第6号、令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）については、人事院勧告給与改定及び人事異動に伴う人件費の追加、18号井浚渫整備事業の事業費確定による

減額、揚配湯設備の改良工事費の追加などであります。

議案第7号、令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）については、人事院勧告給与改定及び人事異動に伴う人件費の減額であります。

以上、議案7件についてご提案申し上げますので、慎重なるご審議をいただき、お認めいただけますよう、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、4番濱田洋一議員と10番野村祐司議員を指名します。

諸般の報告

○議長（佐藤晴観議員） これから、諸般の報告を行います。

議会事務局長。

○事務局長（新村 猛君）

（諸般の報告を省略する）

（報告文の記載を省略する）

○議長（佐藤晴観議員） これで、諸般の報告を終わります。

日程第2 議会運営について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第2、本臨時会の議会運営について、桑谷覺議会運営委員会委員長の報告を求めます。

（「はい」の声）

桑谷委員長。

（議会運営委員会委員長 桑谷 覺議員 登壇）

○委員長（桑谷 覺議員） おはようございます。朗読をもって報告に代えさせていただきます。

（報告書の朗読を省略する）

よろしく申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これで、議会運営についての報告を終わります。

日程第3 会期の決定について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第3、会期の決定についての件を議題とします。

おはかりします。本臨時会の会期は本日1日に決定したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日と決定しました。

本日の議事日程は、議会運営委員会の報告のとおりであります。

行政報告

○議長（佐藤晴観議員） 角和町長から、行政報告の申し出がありました。これを許します。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） それでは、行政報告を申し上げます。お手元に資料を配付済みのことと存じますので、ご高覧を賜れば幸いです。4件についてでございます。

まず1件目でございます。令和2年度上半期観光客の入込み状況につきまして、数字がまとまりましたのでご報告を申し上げます。令和2年度上半期は76万500人となっております。前年比で言いますと約92万1,000人の減少、前年比45.2%となっております。青い池や道の駅への来訪者の増加傾向も見られましたけれども、やはり、新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言等の影響が強く出ているという風に分析しているところでございます。

2番目、民事訴訟の判決についてでございます。事件名は請負代金等請求事件、原告にありましては町外の法人、被告にありましては特定非営利活動法人美瑛エコスポーツ実践会、訴訟概要につきましては、第6回、第7回丘のまちびえいセンチュリーライドの開催に伴いまして、原告が立替え払いをしていた経費があるとの主張で、その経費についての支払いを求めているものでございます。判決につきましては令和2年11月6日に出され、判決内容は原告の請求を棄却する内容でございます。この後、控訴期間中に控訴の訴えがなかったため、この判決が確定をしているところでございます。

3番目につきまして、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う行事の中止についてでございます。第44回寛仁親王記念丘のまちびえい宮様国際スキーマラソンを令和3年2月20日から2月21日の予定を組んでおりましたが、町民の安全確保や、感染防止の観点から、中止とさせていただきます。

4件目でございます。先ほども申し上げました新型コロナウイルスに関連した患者の発生について、60代男性、感染確認日は11月29日でございます。対応といたしまして、防災無

線、ホームページによりまして周知を行い、感染防止に呼びかけ、また努めているところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤晴観議員） これで行政報告を終わります。

日程第3の2 緊急質問

○議長（佐藤晴観議員） ここで、13番八木幹男議員から、新型コロナウイルス感染予防等の対応についての緊急質問の申出があります。緊急質問について同意の上、日程に追加し、追加日程第3の2として、発言を許可することにご異議ありませんか。

（「なし」の声）

異議なしと認めます。したがって、13番八木幹男議員の緊急質問に同意の上、日程に追加し、追加日程第3の2として発言を許可することに決定されました。

暫時休憩します。

休憩宣告（午前 9時43分）

再開宣告（午前 9時45分）

○議長（佐藤晴観議員） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

追加日程第3の2、緊急質問を行います。13番八木幹男議員の発言を許します。

（「はい」の声）

13番八木議員。

（13番 八木 幹男議員 登壇）

○13番（八木幹男議員） 緊急質問させていただきます。番号13番八木幹男、質問方式、回収制限方式、質問事項、新型コロナウイルス感染予防等の対応について。質問の要旨、新型コロナウイルス感染の拡大が止まりません。北海道の新規感染者は今月5日に119人と初めて3桁になり、9日に200人台、20日には300人を超えました。人口10万人あたりの感染者数に換算すると、東京や大阪など感染が急増する都府県を大きく上回り全国最多となっています。

また、旭川市でも22日に1日の感染者としては過去最多の40人となり、間近に危機が迫ってきていることが実感でき不安が増大してきていると推測します。

感染予防の情報、感染が疑われる際の対処の仕方など、多種多様の情報が国、北海道、保健所などから適時出されていますが、「今」どれが正しい情報なのか判断に迷うこともあるように感じています。

最も身近な行政として「今」何をどうすべきなのか、情報を整理して、単純明快に町民に説明することと、公共施設を安全運用する工夫をしておく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、次の3点を町長に伺います。

(1) 上川保健所と本町の保健センターとのホットライン的な通信手段はあるのでしょうか。

(2) 年末年始の感染予防策、感染が疑われる際の相談先などを記載した1枚もののパンフレットの必要性は。

(3) 役場庁舎、スポーツセンターなど公共施設の検温システムの必要性は。

質問相手は町長です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 13番議員の質問の答弁を求めます。

（「はい」の声）

角和町長。

（町長 角和 浩幸君 登壇）

○町長（角和浩幸君） 13番八木議員さんからの緊急質問、新型コロナウイルス感染予防等の対応についてお答え申し上げます。北海道における新型コロナウイルス感染症の発生状況は、議員御承知のとおり感染拡大が札幌市だけにとどまらず、全道各地で新規感染者数が増加している状況です。近郊においては、旭川市内医療機関でのクラスター発生や上川管内においても新規感染者が発生するなど、市中感染の広がりもあり予断を許さない状況になっており、町としましては防災無線を通じ、町民の皆さまに一層の感染予防対策への御協力をお願いしているところです。

1点目につきましては、新型コロナウイルス感染症の患者と確認され、本人の同意がある場合には、上川総合振興局と関係自治体間で構築されている連絡網に従い、町へ連絡が入ることとなっております。町としましては、その連絡を受けて対応しているところであり、あくまでも個人情報保護の観点から、感染者の同意がなければ北海道からの情報提供はない状況です。

2点目につきましては、疑わしい症状がある場合の受診先等の相談は、原則かかりつけ医へ、かかりつけ医の無い方及び一般の相談先は北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センターとなっております。このことについては、ホームページでの周知とともに広報12月号への掲載を予定し、周知の徹底に努めているところです。今後においても、マスクの着用、手洗いの徹底などの新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本事項や新型コロナウイルス感染症に関する各相談窓口等について、ホームページや広報紙等を通じて迅速かつ正確な情報提供の継続に努めてまいりたいと考えております。

3点目につきましては、公共施設の利用については、体調がすぐれない方の利用の自粛を前提としながら、感染対策として手指消毒用アルコールや飛沫防止アクリル板の設置、施設の定期的な消毒や換気、ソーシャルディスタンスの確保やマスク着用など、施設利用者への感染防止対策を行っております。また、会議や研修会、イベント等を開催する際には、上記の対策に加えて非接触型体温計による検温を行い、感染予防対策を講じております。

公共施設への検温システムの導入については、児童館において国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用し設置しているところであり、引き続き保健福祉施設を中心とした導入について検討してまいります。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 13番議員の再質問を許します。

（「はい」の声）

13番八木議員。

○13番（八木幹男議員） 13番八木です。質問はこちらの通告書を出した時点と若干現在の状況と違いますので、質問事項の欄には感染予防等と入れておりますけれども、質問の要旨、この辺のところから逸脱してるところがありましたら、議長から指摘をいただきたいなと思っております。

質問事項の再質問についてです。今月28日、田村厚生労働大臣はテレビの番組で、新型コロナウイルス感染症法上の指定感染症として扱う期間を1年延長して、2022年1月末までとする考えを示しました。我々も長期化を想定して、更なる対策を講じていかなければならない、このように感じております。また、相談・受診の目安として体温基準はなくなりましたが、感染チェックにとって重要なファクターであることには変わりはありません。このような点を踏まえ、本町では更に一段上の対策をとっていく必要があると、このようなことから再質問をさせていただきます。

まず、第1点目です。こちらにつきましては、私のちょっと説明不足、ちょっとありまして、ここで問うたのは、感染が疑われる人が新型コロナウイルス感染症健康相談センター、以下相談センターと言わせていただきますが、ここへ電話を入れた場合に、混雑でつながらない場合、こういったことを想定した質問の内容であります。こういった時に相談センターあるいは上川保健所と本町の保健センターとのホットラインはありますかと、こういう質問ですので、再度こちらの方につきましてはご答弁をお願いをいたします。

2点目は、新型コロナウイルス感染症への対応では、ハンマー・アンド・ダンス、こういった手法がとられてありまして、今まさにハンマーを振り下ろす時ではないかなと、このように考えております。年末年始を今より少し楽しんでもらおうと、こんなことを提案しながら、最も身近な行政機関として、今やるべきことを整理して的確な情報を伝える責任があると、このように考えております。広報であったり、ホームページであったり、新聞であったりと、多種多様な媒体から、多種多様な情報が溢れております。混乱しかねない状況ではないかなと思っております。ここで要は、いざとなった時に、目の前にどうするかといった、こうした指針のものがあるかと、こういったことが大事になってくるのではないかなという風に感じております。ここでのパンフレットといった点はそういう内容で、1枚ものの両面イラスト入り、フルカラーのチラシが必要でないかと、このようなことを感じております。片面につきましては予防面、

こういった形で、今伝えるべきはこちら色々たくさん出てますけれども、やはりこの一番は今感染リスクが高まる「5つの場面」ですか、こういったことが中心に、この辺が一番大事なところではないかなと思っております。ただしこれは全国レベルで作られたものですから、本町には相応しくないと、こういった項目もありますけれども、手を加えながら加工していつてはどうかと、このようなことをしております。それから裏面は、感染が疑われる場合の連絡先などの対応を記載すると。広報9月号では、上川保健所と道保健福祉部が相談先と記載されております。万が一の場合ここを見てしまうと、こういった場合もあるかもしれません。現在は新型コロナウイルス感染症健康相談センターに変わっております。この辺のところもきちんと伝えていかなければならない。つながらない場合の対応として、町保健センターの記載も必要なのでしょう。要は、何か起きた時には混乱するものなので、目の見えるところに貼っておくものが必要と、このようなことを考えておりますので、よろしく願いいたします。また、防災無線というのも非常に価値のあるものだと思っておりますが、この辺のところも踏まえて、2番目の答弁をいただきたい。ここにつきましては、その辺のところも踏まえて答弁をお願いしたいと思います。

それから3点目ですけれども、マスクの着用、それから消毒用アルコールの設置はもちろんのこと、会議、イベント会場では、更に手持式の非接触型体温計による検温が行われていることは理解をしております。今回提案しておりますのは、例えば商品名ですけれども、これは非接触式サーマルカメラ温度検知システム、あるいは非接触型顔認識検温スタンド自動測定、こんな名称で商品化されてるものがありますが、この辺のところもタブレットを使った簡易的なもので良いと思うんですが、この辺のところを活用していく考えはないのかと、こういうことであります。こちらは役場庁舎であったり、病院、スポーツセンター、プール等、主要な公共施設に幅広く導入していくべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、長々となりましたが、ご答弁をよろしく願いいたします。

○議長（佐藤晴観議員） 休憩します。

休憩宣告（午前 9時57分）

再開宣告（午前 9時58分）

○議長（佐藤晴観議員） 再開します。

（「はい」の声）

角和町長。

○町長（角和浩幸君） 八木議員さんの再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の相談センターと役場との間のホットラインという表現でご指摘いただきましたけれども、ホットラインという表現に当たると思われるものというのは、今のところ存在はしていません。ただ、もちろん業務としての連絡やりとりはございますけれども、議員さんおっし

やるような意味でのホットラインというのは、現在存在はしてございません。

2点目でございます。様々な情報がございまして、それを分かりやすくお知らせするのが行政の役割ではないかというご指摘でございます。議員ご指摘のとおりであろうという風に考えております。本当に多くの情報が出ておりまして、例えば首都圏で通用する話で、どうも上川とは状況が違うよというようなことも含めまして、様々な情報が出ておりますので、その部分を整理して、町民の方に分かりやすくお伝えするというような行政の役割であると私も考えております。先ほども答弁申しましたけれども、12月の広報ですとか防災無線を通じて、例えば相談先などの周知に努めているところではございますけれども、ご指摘のとおり年末年始、また特別な時期かなとも思っております。その特別な時期に向けまして、町民の皆さまにこの機会を捉えて分かりやすいチラシ、パンフレットなどをというご提案でございましたので、今のご提案を受け止めさせていただきまして、12月広報はただいま準備してほぼ終わっておりますので、年末に発行します1月広報などを活用できないかということを含めて検討しまして、より分かりやすく伝えていくよう努めてまいります。

3点目の非接触型のタブレット、あるいは映像などを活用した検温システムのご指摘だと思いますけれども、先ほどご答弁しましたとおり、児童館においては既に、タブレットではないですね、もうちょっと小さいスマホぐらいの形で、画像で検温できるシステムを導入しております。その他、保健センターでも今後、設置を予定しているところでございます。ラヴニールにおきましてはリースで既に設置しているという風にも聞いております。分かりやすい検温システムですので、更に導入を検討してまいりたいと思っておりますが、一方で、多くの方々が集まるというのを控えていただいているという面がございまして、日常的にそれほど多くない来場、参加の方でありましたら、非接触型のピットと体温を測る手動式のも、十分対応は可能かなと考えておりますので、町民の方の利用状況を踏まえながら、必要性について検討してまいりたいと考えてございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 13番八木議員。

○13番(八木幹男議員) 13番八木です。ここでやはりこの一番大事だなと思ってるのは、ここの2点目で質問したチラシの件なんですけど、これはやはり見ているようで見てないと、こういう認識を持たなきゃならないのかなと思っております。例えば若者ならホームページは見るけれども多分新聞は見ないのと、こういったことだとか、あと年配の方は新聞は見るけどもホームページは苦手だなと、こういったことがありますので、やはりそれ以外の手段でやはり伝えていくべきことがあろうかなと思っております。こちら本町においては、都会と違いました町内会がまだしっかりと機能しておりますので、この辺の回覧システムといいますか、このようなものを使いながら、やはりこの広報との合間合間でこういった形のものを使っていける

と、こういう環境にありますので、やはり色々な情報を適時出していくと、こういったことが必要なのではないかなと思っております。持論ではありますけれども、こちら、いつも考えていることは3点ほどありまして、まず1点目は、心掛けているということですね。まず1点目は、伝えたことが情報ではなく、伝わったことが情報だという、こういう観点。

それから2点目は、分かったと言っても出来ていないのは分かっていないのであると、こういった認識を持つ必要があるのかなと。

それから3点目は、手を替え品を替え、繰り返し、繰り返し伝えると。こういったことがやはり伝える側の責任ではないかなと思っております。

また、ちょっと逸脱するかもしれませんが、防災無線、こちらの方なんですけど、今回の感染の問題で昨日の夜と、今日の朝と同じということで、防災無線というシステム上、やむを得ないということがあろうかと思っておりますけれども、この辺のところは、朝の放送はこれ録音したものを同じものをそのまま流しているという認識でよろしかったかどうか、その辺のところを踏まえて答弁をいただければなと思っております。この辺ちょっと逸脱する部分ですけども、お答えできる範囲でお願いをいたします。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) はい、重ねての八木議員さんからのご指摘でございます。三つの心構えですとか、その通り、ごもっともだなという風に拝聴していたところでございます。ご指摘いただきましたチラシについては先ほども答弁申し上げましたけれども、分かりやすい形で町民の方にお伝えしていくべく、どのような形が一番相応しいのか考え、そして実行してまいりたいという風に思っております。町内会の回覧というやり方、あるいは広報への折り込みというやり方、様々手法はあろうと思っておりますので、一番効果的なものを選んでまいりたいと思っております。ただ、その中でも今の三つの心構え、伝わらなきゃ駄目だよということですか、しっかり分かってもらわなければならないという、形だけではなくて中身のある伝え方をしっかり考えてまいりたいと思っております。

防災無線のことにつきましては実はですね、今回のものにつきましては昨晚のものと今朝のものは少し内容が変わっております、細かいですけども、昨晚、防災無線でお知らせした時に、感染者の方が町内で発生しましたというお知らせをしました。その際にですね、何名というのが抜けておりました。そのことで、町民の方から一体何人なんだというご指摘を頂戴したところでございまして、誠に申し訳ない事態だったなと反省しております。そのご指摘を受けまして、今朝につきましては、感染の方1名ということで訂正した内容でお知らせをしておりますので、全てがそのようにその時々で生で録音を使わないという訳ではございませんけれども、より分かりやすい、より正確な情報の提供に努めているところでございます。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） 回数制限ですよ。これで13番議員の質問を終わります。

日程第4 議案第1号 美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第2号 美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第3号 美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（佐藤晴観議員） 日程第4、議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件、日程第5、議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件及び日程第6、議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第1号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

（総務課長 小杉 昌敏君 登壇）

○総務課長（小杉昌敏君） おはようございます。議案第1号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は1頁、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の1頁から3頁になります。今回の美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正は、本年10月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、特別職の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものでございます。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊の資料により説明をさせていただきます。別冊資料の1頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので、説明を省略させていただきます。

2の改正の概要ですが、公務員と民間の支給割合との較差を基に改定するもので、特別職職員の期末手当を0.05月分引下げ、現行の4.50月分から4.45月分とするものでございます。表につきましては、第1条の改正では、令和2年度においては期末手当の6月期分は既に支給済みであることから、12月期分で現行の割合から0.05月分を減額し、12月の支給割合を100分の220とするものでございます。第2条の改正は、令和3年度以降にあつては、6月期分、12月期分ともに支給割合を100分の222.5とするものでございます。

3の施行期日ですが、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日からの施行となります。

なお、資料2頁、3頁の新旧対照表の説明は省略をさせていただきます。資料による説明を

終わり、議案集に戻ります。

議案集1頁の附則から朗読をいたします。附則、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

以上で議案第1号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第2号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

○総務課長（小杉昌敏君） 続きまして、議案第2号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は2頁、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の4頁から6頁になります。今回の美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正は、議案第1号と同様に、本年10月の人事院勧告における給与勧告に準拠し、教育委員会教育長の給与改定を実施するため、本条例の一部を改正するものでございます。改正内容につきましては、議案第1号と同様に、期末手当において民間の支給割合との較差を基に期末手当の支給月数を0.05月分引下げ、現行の4.50月分から4.45月分とするものでございます。それでは議案を朗読いたします。

（議案の朗読を省略する）

資料に基づく改正内容の説明につきましては、議案第1号と同様でありますので、資料の説明は省略をさせていただきます。

議案集2頁の附則から朗読をいたします。附則、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

以上で議案第2号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第3号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

小杉総務課長。

○総務課長（小杉昌敏君） 続きまして、議案第3号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は3頁、改正要旨及び新旧対照表は別冊資料の7頁から9頁になります。美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正は、議案第1号、議案第2号と同様に、人事院勧告における給与勧告に準拠し、職員の給与改定を実施するため、本条例を一部改正するものでございます。最初に議案を朗読し、その後、資料に基づき、改正内容の説明をいたします。

（議案の朗読を省略する）

以下、附則の前までの改正条文の朗読を省略し、別冊の資料により説明をいたします。別冊資料の7頁になります。1の改正の要旨につきましては、冒頭の提案理由の中で説明したとおりですので、説明を省略いたします。

2の改正の概要ですが、人事院勧告における給与勧告に準拠した改定で、期末・勤勉手当について、民間の支給割合との較差を基に0.05月分引下げ、現行の4.50月分から4.45月分とするものでございます。表につきましては、第1条で、令和2年度においては、期末・勤勉手当の6月期分は既に支給済みであることから、12月期分の期末手当において現行の支給割合から0.05月分を減額し、12月期の期末手当の支給割合を100分の125とするものでございます。また、第2条では、令和3年度以降にあっては、6月期、12月期ともに期末手当の支給割合を100分の127.5とするものでございます。

3の施行期日は、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日からの施行となります。

資料8頁、9頁の新旧対照表の説明につきましては省略をさせていただきます。資料による説明を終わり、議案集に戻ります。

議案集3頁の附則から朗読をいたします。附則、この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。

以上で議案第3号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。はじめに、3案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで3案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第1号について質疑を行います。議案集の1頁、改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第1号についての質疑を終わります。

次に、議案第2号について質疑を行います。議案集の2頁、改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第2号についての質疑を終わります。

次に、議案第3号について質疑を行います。議案集の3頁、改正条例全文について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第3号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第1号について討論はありますか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第1号についての討論を終わります。

次に、議案第2号について討論はありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第2号についての討論を終わります。

次に、議案第3号について討論はありますか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで議案第3号についての討論を終わります。

これから日程第4、議案第1号の件を採決します。議案第1号、美瑛町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第2号の件を採決します。議案第2号、美瑛町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第2号の件は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第3号の件を採決します。議案第3号、美瑛町職員の給与に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第3号の件は原案のとおり可決されました。

日程第7 発議第1号 美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長(佐藤晴観議員) 日程第7、発議第1号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を議題とします。本件について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

8番桑谷覺議員。

(8番 桑谷 覺議員 登壇)

○8番(桑谷 覺議員) 朗読をもって提案に代えさせていただきます。

(議案の朗読を省略する)

よろしく申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) これから質疑を行います。質疑ありますか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから日程第7、発議第1号の件を採決します。発議第1号、美瑛町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、発議第1号の件は原案のとおり可決されました。

それでは、10時35分まで換気休憩します。

休憩宣告(午前10時22分)

再開宣告(午前10時35分)

日程第8 議案第4号 令和2年度美瑛町一般会計補正予算(第8号)について

日程第9 議案第5号 令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第10 議案第6号 令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第2号)について

日程第11 議案第7号 令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第3号)について

○議長(佐藤晴観議員) 休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第8、議案第4号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算(第8号)についての件、日程第9、議案第5号、令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算(第2号)についての件、日程第10、議案第6号、令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第2号)についての件及び日程第11、議案第7号、令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算(第3号)についての件を一括議題とします。これから、各議案の提案理由の説明を求めます。はじめに、議案第4号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

小杉総務課長。

(総務課長 小杉 昌敏君 登壇)

○総務課長(小杉昌敏君) 議案第4号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案

集は4頁から9頁になります。今回の補正の主なものは、人事異動に伴う職員人件費の追加及び給与改定に伴う職員人件費の減額で、歳入歳出それぞれ120万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ114億3,640万円とするものです。最初に議案条文を朗読し、その後、補正内容を説明させていただきます。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書の歳出からご説明を申し上げます。議案集は8頁になります。

歳出、第1款議会費、第1項議会費、補正額17万1,000円の減額です。給与改定による議会議員12月分期末手当の減額補正でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目職員給与費、補正額137万1,000円の追加です。人事異動に伴う追加分が391万1,000円、給与改定による12月分期末手当の減額分が254万円、差引きしまして137万1,000円の追加補正でございます。

次に、事項別明細書の歳入について説明をいたします。議案集の6頁になります。

歳入、第19款繰越金、第1項繰越金、補正額120万円の追加です。財源調整による繰越金の追加です。令和元年度の繰越金は2億2,946万1,000円で、今回の補正による繰越金の計上額は2億2,111万5,000円となり、繰越金の保留額は834万6,000円となっております。

5頁の第1表歳入歳出予算補正の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第4号の提案理由の説明を終わります。よろしく願い申し上げます。

○議長(佐藤晴観議員) 次に、議案第5号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

長野水道整備室長。

(水道整備室長 長野 克哉君 登壇)

○水道整備室長(長野克哉君) 議案第5号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。議案集は10頁から15頁になります。今回の補正につきましては、人事院の引下げ勧告に伴う手当減額分の調整と、人事異動に伴う職員配置の変更により必要となる給与、手当等の人件費についての追加をお願いするものでございます。はじめに議案を朗読し、その後、内容についてご説明します。議案集は10頁になります。

(議案の朗読を省略する)

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、ご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明します。議案集は14頁になります。

歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、補正額143万9,000円の追加です。人事院の引下げ勧告に伴う、手当減額分及び人事異動による配置職員の変更に伴う人件費の追加の差

引き合計で、143万9,000円の追加でございます。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明します。議案集は12頁になります。

第1款発電事業収入、第1項発電事業収入、補正額143万9,000円の追加です。発電収入の増による追加です。

11頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第5号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第6号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

長野水道整備室長。

○水道整備室長（長野克哉君） 議案第6号の提案理由につきまして、ご説明を申し上げます。

議案集は16頁から21頁になります。今回の補正につきましては、まず1点目は、人件費において、人事院の引下げ勧告に伴う手当減額分の調整と、人事異動に伴う職員配置の変更により、必要となる給与、手当等の人件費についての追加をお願いするものでございます。

2点目でございますが、本年、泉源の能力向上を期して実施いたしました18号井浚渫工事、こちらにつきまして、期待した結果を得ることができず、18号井の揚湯能力が大きく減少する結果となりました。これを受けまして、これから厳冬期を迎える白金温泉全体の湯量の需要増が見込まれることから、こちらに対応するため、揚湯ポンプ、配管等の設備の改良工事に要する費用の追加をお願いするものでございます。はじめに議案を朗読いたしまして、その後、内容についてご説明をいたします。議案集16頁になります。

（議案の朗読を省略する）

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明申し上げます。はじめに、歳出からご説明します。議案集は20頁になります。

歳出、第1款総務費、第1項総務管理費、補正額92万4,000円の追加です。人事院の引下げ勧告に伴う手当減額分の調整と、本年4月の人事異動による配置職員の変更に伴う人件費の追加の差引き合計で92万4,000円の追加でございます。

第2款泉源施設費、第1項泉源管理費、補正額113万7,000円の追加です。説明欄（1）の施設管理経費は、15号井予備ケーブルの備品購入に伴う額の確定による減額でございます。

（2）の18号井浚渫整備事業は、浚渫工事の結果、18号井の揚湯量が大きく減少したため、浚渫後に予定をしていた揚湯試験業務の委託施工が不要となったことによりまして、委託料211万円を皆減いたします。その他、事業費の確定により不用額を整理するものでございます。

（3）の揚配湯設備改良事業につきましては、18号井浚渫整備事業の結果を踏まえまして、これから厳冬期を迎える白金温泉全体の湯量の需要増に対応するため、揚湯ポンプ、配管設備

等の改良工事の費用としまして、350万円の追加をお願いするものでございます。

第4款基金積立金、第1項基金積立金、補正額100万2,000円の減額です。こちらは決算見込みに基づきます、基金積立金の減額でございます。

次に、事項別明細書の歳入についてご説明申し上げます。議案集は18頁になります。

第4款繰越金、第1項繰越金、補正額105万9,000円の追加です。繰越金の額の確定による追加でございます。

17頁の第1表歳入歳出予算補正についての説明は省略をさせていただきます。

以上で、議案第6号の提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） 次に、議案第7号について提案理由の説明を求めます。

（「はい」の声）

観音町立病院事務局長。

（町立病院事務局長 観音 太郎君 登壇）

○町立病院事務局長（観音太郎君） おはようございます。議案第7号の提案理由につきましてご説明を申し上げます。議案集は22頁から23頁になります。今回の補正につきましては、収益的支出で給与改定に伴う職員給与費の減額補正をお願いするものでございます。最初に議案を朗読し、その後、内容をご説明申し上げます。

（議案の朗読を省略する）

次に、収益的支出についてご説明をさせていただきます。議案集は23頁です。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費、補正額129万7,000円の減額。この補正につきましては、給与改定に伴った期末手当の減額をお願いするものであり、その内訳は、職員手当129万7,000円の減でございます。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐藤晴観議員） これから質疑を行います。はじめに、4案件に関連する事項について総括質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで4案件に関連する事項の総括質疑を終わります。

次に、議案第4号について質疑を行います。議案集の4頁から9頁まで。令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第8号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

（「なし」の声）

質疑なしと認めます。これで議案第4号についての質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑を行います。議案集の10頁から15頁まで。令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第2号）の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入

歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。これで議案第5号についての質疑を終わります。

次に、議案第6号について質疑を行います。議案集の16頁から21頁まで。令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算(第2号)の条文並びに第1表歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入歳出全款について質疑を許します。

(「はい」の声)

10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 10番野村です。よろしくお願ひいたします。2款1項1目、泉源管理費、113万7,000円について質問をさせていただきます。このことについて非常に残念な結果に終わったんですが、次の4点について、質問をさせていただきます。

1点目でございますが、専門業者との打合せをしていると思うのですが、その打合せの結果で、これがなぜ、工事が不調に終わってしまったのかと、この点でございます。

それからもう1点でございますが、平成22年の時点で、それでまた腐食、埋没、閉塞が確認されて現在に至っておりますが、工事着手前に事前調査というのはどのような形で実施されたのか。例えば先般の説明でございますが、18号井について復帰する可能性があるというような説明を受けておりますが、このことについて。

それからもう1点でございますが、17号井揚湯ポンプ、これは交換改良工事でございますが、このことについて4点について質問させていただきます。

まず1点目でございますが、それぞれ工事着手前には工事が不調になった場合、特にこのボーリング工事でありますから、不調になった場合にどうなるのかと、どこに責任があるのかというような打合せは当然すると思うのですが、結果的には1,200万円余りの費用を投じて、揚湯量を10分の1に減らして、更には温度も10度近く下げてしまったと。このことについて、この責任というのはどこにあるのか、自然にあるのか、あるいは私はやはり専門業者でありますから、このことについては専門業者にもその浚渫に当たっての齟齬の責任があるんじゃないのかと思うのでありますが、この辺についてお伺いをさせていただきます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 長野水道整備室長。

○水道整備室長(長野克哉君) よろしくお願ひします。不調の場合の、業者に責任があるのではないかというご質問でございますが、今回ですね、平成22年から平成26年にかけて、各温泉施設の温泉井戸の調査ですね、能力調査、それから状況調査ということで、北海道の機関であります道の地質研究所、こちらの方が美瑛町の白金温泉、当初からずっと、コンサルティングと申しますか、第1号の掘削の時代からずっと関わっていただいているんですが、そ

こちらの方に調査をお願いしまして、調査研究ということで報告をいただいているような状況でございます。18号井につきましてはちょうど22年にとということで、順番に実施をしたところなんですけど、この中で、浚渫によって揚湯能力が回復する可能性があるということで、ご報告をいただいているところでございました。

こちらに基づいて今回、入札によって業者選定しまして、発注をしたというところでございます。業者との事前の打合せの中、それから、この道の地質研究所の方からの指導の中でも、ケーシングが、管がですね、腐食、閉塞等しているの、掘削、浚渫に当たっては、ケーシングを傷めないように十分気をつけて行う必要があるということは指摘を受けていたところでございます。ただ実際実施をしていたところ、想定を上回っての腐食の状況が激しかったということで、今回、残念な結果になってしまったと。揚湯量が150リットル毎分から、現状で一応、15リットル毎分ということで大きく減少するという結果になっております。こちらの方につきましては浚渫の過程で、業者との間でも十分こちらの方から打合せをする中で、想定以上に管が腐食しているの、このまま工事を進めるかどうかというところにおいて、業者とも十分相談をしながら進めております。当然、地下の部分ですので、リスクがない訳ではないものですから、そちらの部分についてはリスクを含めて検討し、掘り進めるということで、業者の方にも打合せの結果、お願いしたという、施工したというところでございますので、業者の方にこの過失を請求するというような状況ではないという風に考えているところでございます。

契約の中身としても、そのような新規の掘削ですね、温泉の新規の掘削等であればそのような、出た場合にどうかという、そういう不確定要素が非常に大きいので、そういうところの契約を契約条項の中に設けるという場合もあるんですけども、今回につきましては通常の浚渫、洗浄ということですので、そのような、上手くいかなかった場合にどうというような契約は特段結んでいないものですから、一応その施工管理の中で業者と打合せをしながら、リスクがあることを含めて、町側として、担当側として、認識をしながら業者の方に施工を進めたというような経過がございます。ですので業者の方に何か瑕疵があるというようなことでは、今回ないということでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 結局、専門の業者に浚渫工事をお願いするというところでありますから、やはり事前調査をきちっと行って、前回の説明の中では、非常に難しい工事だというのは、当然伺っております。難しい工事であるからこそ、事前調査をきちっと行って、このような事態にならないような対策を行政としてきちっと行うというのが私、大事ではないかと思っております。分かりやすく言えば、一分間にドラム缶1本出たものが、昔の言葉で言う一斗缶に変わってしまったと。私はこのボーリングは非常に、結果論で言って申し訳ないんですが、慎重に、不

調にならないように、きちっと対応するのが、一つの担当の役割じゃないかと思うところがございます。そんなこともあって、この工事が不調になるのではないかというのは、きちんと事前確認をした中で業者と工事契約するのが本筋だと思うのですが、その辺の見解を求めます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 長野室長。

○水道整備室長(長野克哉君) はい、ご指摘いただきましたですね、そのとおりだと思います。慎重さが求められる部分でしたので、そのように進めるべきではあったと思います。ただですね、当初の想定といたしましては、このように、当然大きく減少するということは想定はしていないところがございます、事前の地質研究所の方の調査、それから施工の前の打合せ等でも、こういう状況ということについては、想定はちょっとしていなかったというところなので、その辺ちょっと考えが甘かったと言われれば、確かにそのとおりですので、その点は反省したいと思うんですが、そういう意味ではもう少し慎重な対応をすべきではなかったかなという風に思っております。ご指摘のあった事前調査、それから地質研究所さんの方の委託の結果につきましても、慎重に進めるべきだということではあったんですけど、浚渫によって可能性があるという前提がありましたので、慎重な対応で進めた上でのことではあったんですけど、結果としてはちょっと悪くなってしまったというところがございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 10番野村議員。

○10番(野村祐司議員) 2点目の質問させてもらいますが、もうこれ結果論でやっぱり物言われてしまうものですから、非常に私質問するのも辛いんですけど、平成22年の時点では非常に腐食、埋没、閉塞が確認されてる訳ですから、やはりその時の地下の状態というのは、ある程度分かって然るべきだと私は思うんですね。そんなところで、その事前調査というのは、何かカメラを入れたりとか今の最新技術を入れて投入したのかどうか、この辺、分かる範囲でお答えをいただきたいと思います。

○議長(佐藤晴観議員) 休憩します。

休憩宣告(午前11時03分)

再開宣告(午前11時04分)

○議長(佐藤晴観議員) 再開します。

(「はい」の声)

野村議員。

○10番(野村祐司議員) 4点について引き続き質問します。それから18号井復帰するんじゃないかというような、室長からの話ありましたが、この辺が本当に復帰するのかわかっていうところ、改めてお伺いします。それから17号井のポンプの交換でありますけど、これ

によって本当に復帰して、本当に宿泊業者が求めている配湯量を間違いなくできるのかどうか、この辺、現時点で確認できればお願いしたいと思います。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 長野室長。

○水道整備室長(長野克哉君) はい、事前の調査の内容ということで、まず1点目、カメラ調査ですね、平成22年に実質的な調査は行っているんですけども、その時の結果として、18号井につきましてはカメラを挿入したんですが、深さ125.8メートルの位置で閉塞しており、それ以深についてはカメラがちょっと入ることができなかったという状況でございました。それで、それまでのカメラが、カメラ下ろしていくんですけども、入った部分について腐食等が確認されていたので、慎重に、浚渫をする場合には、十分注意をしてというようなことでもございました。ただ、その想定を上回る形でそれ以深ですね、125.8メートル以深について今回浚渫、掘り進めていった訳ですけども、その中で、それ以深より深いところの部分の腐食の状況がちょっと、想定を上回っていたということが今回、結果として悪い結果になった要因だったということでございます。事前の調査としましては一応そのような形で、カメラ調査ということで行っていたところでございます。

それから、18号井の現状ですね、今15リットル毎分ということで、今運転を再開、浚渫終わりました再開をしている状況です。今後ちょっとですね、現状としては湯量そのまま増えていない状況ですので、今後18号井をどう利用していくかについては、ちょっとまだ不確定な部分があります。回復する可能性があるという風に事前にちょっとご説明を申し上げた段階で、回復の可能性もあるという風には申し上げたんですけど、回復の可能性が高いとかっていう意味合いではなくて、全く分からないものですから、現状では今の揚湯量で継続運転をしていくと。その状況が変わらないようであれば、今後どこかの段階で、別な形の判断をする可能性もあります。状況が変わらなければ休栓をするとか、あるいは現状のまま、現状の量で使っていくということもあり得ます。ちょっと回復する可能性、なくはないんですけど、どうなるかはちょっと今様子を見ているという状況でございます。現状の15リットルで今、営業運転をしているという状況でございます。

それから、今回補正の方に提案させていただきました、一応ポンプ、配管を含めての交換改良工事ということで想定をしているところですが、現状ですね、18号井が大きく減った状況ではあるんですけども、現状で、今時点では配湯量賄えておりまして、各温泉施設さんに配湯している状況です。ただ、それぞれの六つございますポンプをフル稼働しているものですから、万一、どれか一つに不調等が生じれば、また、温泉施設さんの方に配湯は十分できないということもありますし、また、これから厳冬期ということで、例年1月、2月、寒くなりますので、当然寒くなると露天風呂等の状況もありますので、温泉施設さんの方で必要となるお湯の量が

増えてくるのが想定されますので、その場合に対応できるかということ、ちょっと難しいというところがあります。ですので、この今回のポンプ交換で配湯を、あと配管の整備ということで、配湯量と、それから、各施設に井戸ごとにお湯の温度も若干違うものですから、上手くそのバイパス管の配湯を動かして、適正な温度と、それから量を、各施設さんに配湯できるように調整をしたいと思っております。量としては今回90リットル分ですね、ポンプを一つ大きいものに交換させていただいて、総量として90リットル多くなることを一応想定しております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、6番中村です。白金温泉というのは泉源がですね、命なんですね。ですから、町民の皆さんも重大な関心を持ってると思います。そこで、この地質研究所ですね、この地質研究所から色々参考意見を伺っているということですけども、今回の浚渫工事については、この地質研究所と何らかの契約を交わして、そしてそういうコンサルタント業務のですね、契約を交わして行ったのでしょうか。それとも、ただ、参考意見程度に聞いたのかどうか、伺います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 長野室長。

○水道整備室長（長野克哉君） 地質研究所さんとは従来より、そのコンサルティングということでやってきていただけてますが、その事前調査の部分では契約に基づいて調査をさせていただいてるんですが、今回の浚渫工事に限って言いますと、特段の契約という形では行っていない状況です。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 6番中村議員。

○6番（中村俱和議員） はい、それからもう一つ、今回の18号井が150リットルから15リットルにもう激減してしまったと。それで今現在15号井と17号井から、青年の家ですか、青年の家の方につながってるんだけど、その湯の一部を充てるということをお聞きしましたけども、そのことによってね、全体の湯量は975リットルであったけども、しかし、バイパスを持って給湯するとしても、やはり全体に対する影響というのは、リスクというのはやはり残るのでないかなと思うんですね。その場合にですね、現在の温泉施設への、先ほどのお話のように露天風呂だとか色々ありますけども、やはり全体のバランス、各要求量に対して満足のいく湯量は配分できるのか、それとも、少しずつ削らなくちゃいけないのか、そういう判断には至ってないんですか、伺います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 長野室長。

○水道整備室長(長野克哉君) はい、今回そのポンプの交換を想定しているところであるのは17号井ということになりまして、17号井は従来、大雪青少年交流の家の方に配湯するのをメインに使っている泉源でございますが、平成28年以降ですね、分湯の契約ということで、その一部を交流の家さん以外の温泉施設にも充当するというので、進めてきているところでございます。今般その分湯いただく部分も一応そのフルというか最大量分湯していただいている状況なんですけれども、ポンプの能力が、ポンプの容量を一つ大きいものに取り替えることで揚湯量が増えますので、その分、他の温泉施設さんの方に配分するものが増えるということをご想定しているところでございます。工事の実施に当たっては、一時的にその17号井からの配湯がちょっと止まりますので、その時点につきましては、できるだけ各温泉施設さんに迷惑のかからないように、時間帯等も調整して行いたいと考えております。全体のバランスで削ったりとかいうようなことはないのかということなんですけど、特にそのようなことは考えておりません。一応現状の中で、各施設さんに十分に配湯が出来ている状況ではあるんですけど、先ほど申し上げましたように、今後の厳冬期の対応と、それから、故障等のリスク管理ということで、湯量の増強を今回は行いたいなということで考えているところでございます。

○議長(佐藤晴観議員) ほかに質疑はありませんか。

(「はい」の声)

11番青田議員。

○11番(青田知史議員) はい、11番青田でございます。さっきの質問とちょっと角度変えての話になるんですけども、先ほど室長の方から業者の方に対しての過失がないというような言葉でご説明いただいたんですけども、私その過失ということよりは民法であるとか、公共事業の標準契約約款等がございますよね。その中で、やはり債務不履行、浚渫と洗浄をするという、どのような契約だったかは分からないんですけども、結果的にそういうのができてなかったということであればですね、やはりその債務の不履行ということが考えられるんじゃないかと。業者さんに対して言ったら酷かもしれないですけども、その契約に当たってはどのような感じで契約されたのかなっていうのがまず一つ。

それと18号井なんですけれどもね、私先だって、この温泉をよく知る、ホテルの本社の方とちょっと話をして、その方、今からちょうど32年前、12月7日からオープンで、それからオープンしてから12月24日、十勝岳が噴火してると、そのような本当にこう温泉のですね、ある創成の時から、何ていうかそこのホテルはですよ、よく知ってる方で、この18号井というのは、もう既に31年経ってますよね。ですからその31年というその年月についての評価ということで言えばですね、法定耐用年数は泉源の井戸とかについても10年、それで実

際使える年数というのは、一概には言えないとは思いますが、やはりその腐食があるだとか、あるいは温泉の成分等によってはですね、やはりケーシングに負担がかかると、そういうようなことで、やはり長くもって30年という、そういう説もあるもんですからね。ですから、そろそろ本当に寿命で再ボーリングしないとにならないぐらいの状況にきてたんじゃないのかなという風には思っているんです。それがもう一点なんですけども、それでボーリングデータとかあればですね、改めて、源泉かけ流しというのが、やはり白金温泉の売りという風に私聞いてます。色んなその旅行ガイド、パンフだとかそういうのを見てもやはりそういうこう良質な温泉が出るのが、白金温泉の売りということもありますのでね。

これちょっと町長に聞きたいんですけども、やはり緊急手当というかそういう手立てではなく、やはり18号井の再ボーリングなのか、あるいはそういう新しい泉源を掘削する、そういうことが必要になるのかなという風に考えているところなんです。

また、もう一つだけ、あれなんですけれども、新規で掘削した場合には、先ほど室長言っていたように、やはり判例もありますけれどもね、出なかった場合どうなるのかということもあります。ただやはりそういうことを、リスクはあるかもしれないんですけども、要はやはり、かなり技術進んでると思いますのでね、角度の高い18号井が、もしケーシングが上手く取り除けてできるのであれば、そういう泉源を改めて再ボーリングするということもできるんじゃないかなと思うんですけども、今後やはり温泉が持続できるようにですね、業者さん、どこもやはり今回の件、注視してると思いますので、大英断といいますかね、新しいその掘削も考えているのかどうか、その辺について町長に伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 角和町長。

○町長(角和浩幸君) 青田議員のご質問にお答えをさせていただきます。今回の18号井の浚渫に当たりましたが、事業計画、当初でございますけれども、その時点でも実は新しいボーリングを行った方が良いのか、あるいは浚渫で可能な限り復活をさせていった方が良いのかというところも含めて検討いたしました。その結果、浚渫をしてみて、今まで以上の湯量が確保できるのであれば、そちらの手立てでいこうという判断で今回、浚渫という事業を行ったところでありまして。その結果は今まで、^{るる}縷々ご説明を申し上げたとおりで、私も大変残念な結果になってしまった訳でございますけれども、まずもって白金温泉が美瑛町に占める位置、観光業の中で、いかに重要な位置を占めているのかというのは私自身も十分認識をしているところでございます。美瑛の観光の発祥の地とも言われておりますので、これまでも、そしてこれからも、持続的に多くの方に温泉を楽しんでいただきたい、そこで多くの事業者さんにも事業を営んでいただきたいという風に願っている立場でございます。冒頭申しましたとおり、ボーリングを当初から視野に入れてございます。今回ご提案します補正予算で、事業者の方々に温泉量を確

保してまいる所存ではございますけれども、しかし、それでもなお、まだ不安がある、あるいは要望がある等になりました時には、再ボーリングというか、新しく掘削することを視野に入れて考えているところでございます。まさに今、予算編成の時期に入っておりまして、担当課がそれぞれ知恵を絞っているところでございますけれども、その中でも、新たな掘削というのを除外することなく、それも選択肢の一つとして、検討させていきたいという風に考えているところでございます。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 長野水道整備室長。

○水道整備室長(長野克哉君) すいません、一つ目のご質問ですが、今回通常の工事の契約ということで標準約款に従って、契約をしたところでございます。実際に500メートルまで浚渫をとという想定で、地下の井戸の最深部ですね、500メートルまでの浚渫ということで当初スタートしたのですが、最終的に308メートルの地点ですね、こちらの方で閉塞があり、それ以深に進めなかったということで、進めなくなりという状況になりましたので、一応その部分につきましては、業者ともよく協議、打合せをした中で、設計変更という形で対応して、それに対しての完了ということで進めて、執り行ったということでございます。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 室長の答弁いただいて、町長の方からも答弁いただきました。それでやはり今後なんですけれどもね、やはりその契約については、やはり大事な町民の財産でもありますし、予算の執行に当たっても本当にこう契約、大事にさせていただいてですね、今後このようなことがないようにという風に今思っているところで、それで、今後、この腐食、腐食って出てるんですけれども、水道管なんかもそうなんですけれどもね、やはり耐用年数、例えば、下水道でも水道管でも、ダクタイル鑄鉄管が40年くらい、それだけでも100年もつというのがありますのでね、今後やはりどんどん色々その業者さんからの情報をもらいながら、より本当に持続可能なといいますか、本当にこう安定供給を図っていただけるように、水道整備室の、本当にこう期待といいますか、しておりますのでね、今後、やはり業者さんが心配しないように、業者さんというのは温泉の方ですね、温泉の業者さん心配しないようにですね、営業できるようにやっていただきたいという風に思ってるので、それで私の質問を終わります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 長野室長。

○水道整備室長(長野克哉君) はい、耐用年数等につきましては十分検討して、今後ですね、施工する際には、長期間にわたって安定的に供給できるような形での工法をですね、業者とも十分協議をしながら、進めていくようにしたいと考えております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで議案第6号についての質疑を終わります。

次に、議案第7号について質疑を行います。議案集の22頁及び23頁。令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）の条文並びに補正予算説明全般について質疑を許します。

（「はい」の声）

11番青田議員。

○11番（青田知史議員） 11番青田でございます。今回の給与等についての人事院勧告によつての引下げ等については私、当然、条例改正についても問題なしといたしますか、考えているんですけども、ちょっと今懸念しているのが、やはり町立病院の職員の皆さん、そのコロナ禍において、やはりかなりですね、大変な状況によってストレスですとか、そういうところもかかっているのかなど。合わせて直接処遇といたしますか、そういう矢面に立っている看護職員の方、看護助手の方についてはですね、やはり燃え尽き症候群なんて言葉もありますけれども、そういうようなことで人材の確保ですとか、あるいは、何ていうんですかね、その人繰りを安定化させるためのそういう方策といたしますかね、そういうのも今後必要になってくるんじゃないのかなという風に考えているんですけども、その辺り、お考えがあれば伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○議長（佐藤晴観議員） 観音町立病院事務局長。

○町立病院事務局長（観音太郎君） ただいまいただきましたご質問ですけれども、おっしゃるとおりですね、医師、そして看護師、検査部門のスタッフ等を含めまして、現在必死に発熱者の患者さま、町民の皆さまへの対応を行っている状況でございます。毎日発熱の患者さま、10数人から多い時では20人を超える患者の皆さまが来られましてですね、その度ごとに私共完全防備で防護服を着、きちんとした技術を持った看護師が検体を採りながらですね、本当に他の病気をして、インフルエンザの感染症では出ておりませんが、インフルエンザの感染症とかですね、他の病気の可能性がなくなって、いよいよコロナウイルスの感染症の疑いがあるという方につきましては、抗原検査を院内で行っております。医師につきましてはですね、もちろんフレッシュアップ休暇も全然取れませんが、外食も一切していないという状況の中で、毎日病院で患者さまと対応しております。看護師についても同様でございます。一般の外来、そして入院患者さまもいらっしゃるんで、看護師、今の配置では到底、議員のおっしゃるとおり手が回りませんので、部署全体で一つのチームを作りまして、足りないところに応援を向かわせながら、現在業務に当たっているというところでもあります。私共事務局も24時間、発生届の提出に備えてですね待機をしている訳ですが、現場の患者さまと直接対応する医師、

看護師のストレスは相当であろうという風に私も見てて思います。これら今現在ですね、今まさに、傷の手当てといえますか、そのコロナウイルスに立ち向かっている現状では十分なケアはできませんけれども、その辺りは各部門の責任者とですね連絡を取りながら、少しでもこのまずい状況といえますか、体調ももちろんですが精神的にも健康を保てるようにですね、注意を図ってまいりたいという風に思います。いずれにしましても私共、このような時代だからこそ、町立病院としての責任がございますので、できる限り最後まで責任を果たしてまいりたいという風に考えております。以上です。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 11番青田議員。

○11番(青田知史議員) 答弁いただきました。町立病院として本当にこう町の中での役割、本当にこう大事な役割が、本当にこう益々増えてるといえますかね、頼りにされていくこととと思っています。そんな中でやはり旭川のクラスター発生している病院なんかは、やはりヒューマンエラーというような言葉ですけれども、やはり本当にこう多忙になって多忙になって、究極その普段できてることができなくなったりという、そういうリスクもあるという風に報道等でも拝見してますね。その意味でもですね、やはり看護職員、また、看護助手の方ですとか、本当にこう色々な医療職の方いるんですけれども、正直休日に出られて、本当に発熱外来を継続していく、その本当に大変さっていうのもあるかと思いますが、何とかその人の、何ていうんですかね、人員配置をより安定させるというか、そういうことも今後検討する必要があるのかなと。そのためには、やはり今後、採用を増やすこともですね、必要になってくるのかなという風に私考えておりますが、その辺のところを伺って、私の質問を終わります。

(「はい」の声)

○議長(佐藤晴観議員) 観音局長。

○町立病院事務局長(観音太郎君) はい、ただいまのご質問ですが、現在ですね、先日の議会でお認めいただきました、発熱の患者さまの対応のお部屋、あるいはその移動診察室としての車両の購入も行いました。間もなく体制は整います。場所についてはですね、これで整っていく訳ですが、おっしゃるとおり、人につきましてはですね、家族の方あるいは本人にその発熱の患者さまがいらっしゃる場合に、万が一でもスタッフあるいは患者さま、町民の皆さまに感染させる訳にはいかないので、相応の症状の如何に係わらず、自宅待機であるとかですね、そのような措置をとっていった場合に、スタッフが楯が欠けるようにいなくなってしまうというようなことも想定されております。ただ、そのようなことがないように、現在院内での会議も、人が集まることを避けようということで中々できませんが、責任者だけの感染委員会等を頻繁に開いております。毎週開いておりますので、そこでですね、都度都度、最善と思われる方法を取りながら、先程と重複いたしますが、町立病院としての責任を最後まで果たしてまいり

たいという風に考えております。以上です。

○議長（佐藤晴観議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで議案第7号についての質疑を終わります。

これから討論を行います。はじめに、議案第4号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第4号についての討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第5号についての討論を終わります。

次に、議案第6号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第6号についての討論を終わります。

次に、議案第7号について討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで議案第7号についての討論を終わります。

これから日程第8、議案第4号の件を採決します。議案第4号、令和2年度美瑛町一般会計補正予算（第8号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第4号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第9、議案第5号の件を採決します。議案第5号、令和2年度美瑛町水力発電事業特別会計補正予算（第2号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第5号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第10、議案第6号の件を採決します。議案第6号、令和2年度美瑛町白金泉源事業特別会計補正予算（第2号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

次に日程第11、議案第7号の件を採決します。議案第7号、令和2年度美瑛町立病院事業会計補正予算（第3号）についての件を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。したがって、議案第7号の件は原案のとおり可決されました。

閉会宣告

○議長(佐藤晴観議員) これをもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了しました。会議を閉じます。令和2年第8回美瑛町議会臨時会を閉会いたします。

閉会挨拶

○議長(佐藤晴観議員) はい、お疲れさまでした。昨日、ちょっと町長とお話しする時間があったので、その話の中で、感染症がこのような状況なので、ちょっと忘年会とか、なかなか厳しい部分もあるよねという話の中でですね、少しでもまた、以前やっていたですね、昼食の出前の応援をですね、できたらねって、総務課ではもうやるような話になってみたいですけど、我々もそういうところに取り組みがいたらなという風に今思っているところでございます。

まだまだ油断もできない状況なんではあるんですけども、しっかりとやれることを取り組んでやっていくことが、我々にできることなのかなと思っております。感染された議員さんなので、一日も早い復帰をですね、願い、そして、皆さんはですね、感染されないことを祈念して、閉会いたします。今日はお疲れさまでした。

午前11時35分 閉会

上記のとおり相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年12月16日

美瑛町議会 議長 佐藤 晴 観

議員 濱田 洋 一

議員 野村 祐 司